

1. 都市計画道路とは

- ◆都市計画法に基づき、都市の骨格となる道路として、あらかじめルート・幅員などを決定。
- ◆都市の将来像を踏まえて、「安全安心な暮らし」や「機能的な都市活動の確保」を支える道路。

【都市内道路の機能】

- ①交通機能…通行機能、沿道利用機能
- ②空間機能…都市環境機能、都市防災機能
 公共交通、供給処理・通信情報施設、
 道路付属物のための空間
- ③市街地形成機能
 …都市構造・土地利用の誘導形成
 街区形成機能、生活空間



【都市計画道路の種類】

種類	役割	例
① 自動車専用道路	自動車交通のための道路	高速道路
② 幹線街路	都市内において、まとまった交通を受け持ち、都市の骨格を形成する道路	主要地方道 例) 富山高岡8号バイパス線
③ 区画街路	地区における宅地利用のための道路	地区内の生活道路
④ 特殊街路	歩行者や自転車のための専用道路や、路面電車などの交通を目的とした道路	歩行者専用道 路面電車道

◆本市の都市計画道路は、令和3年3月現在において、133路線・延長約314kmを都市計画決定しており、その整備率は約87.0%（概成済み含む）となっています。

【富山市都市計画道路整備状況】
 令和3年3月末時点



【概成済み】

都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道で、計画幅員の2/3以上又は4車線以上の幅員を要する。



2. 都市計画道路を見直す背景

◎将来のまちを見据えた都市計画道路網の見直しが必要となっている

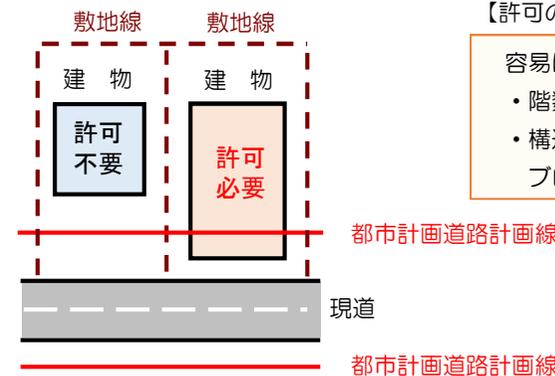
◆都市計画道路の多くは、昭和40年から50年代の人口や自動車交通量が増加する高度成長期に都市計画決定され、整備を進めてまいりましたが、一方で都市計画決定から40年以上経過している長期未着手路線も未だに存在している状況です。

近年、人口の減少や少子高齢化の進展等社会情勢が変化してきていること等から、都市計画道路の必要性に変化が生じつつある路線も存在すると考えられるようになり、全国的にも事業が未着手となっている都市計画道路の見直しに関する取り組みが行われているなか、本市においても、適正な都市計画道路の構築に向けた取り組みを進めております。

◎個人の財産権の一部を制限している状態

◆都市計画道路が定められている場所では、将来的に整備が円滑に進むよう、建築物の建築制限がかかっており、建築に際しては、許可が必要となります。許可の基準は、都市計画法で定められております。

長期間未着手の都市計画道路においては、この制限がかかり続けている状態であり、道路の必要性や整備の実現性に変化が生じたものについては、都市計画道路の計画を見直すことが必要と考えております。



【許可の基準：都市計画法第54条】

- 容易に移転、除去することができるもの
- ・階数が二以下で地下なし
 - ・構造が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造など

○富山市では、富山県が定めた「富山県都市計画道路見直しの基本的指針」（平成17年9月策定）に基づき、平成17年度から都市計画道路の見直し作業に着手しており、大沢野地域・八尾地域・大山地域・水橋地区・婦中地域の見直しは完了しています。

3. 見直し対象路線の評価方法

〇ステップ1：未着手都市計画道路の検証

1) 必要性の検討

◆必要性の評価

- 交通計画上の必要性
 - ・市内の道路網の中心的役割を果たす など
- まちづくり上の必要性
 - ・駅や学校、病院などの公共施設へのアクセス など

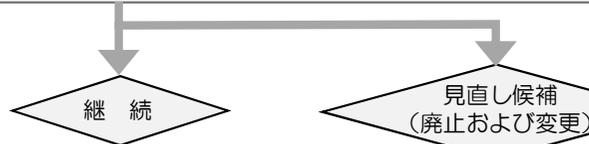
◆代替道路の検討

対象となる都市計画道路と同じ機能をもつ道路がすでに存在している

2) 実現性の検討

市街地の空洞化やコミュニティの低下をまねく など

3) 計画の妥当性の検証

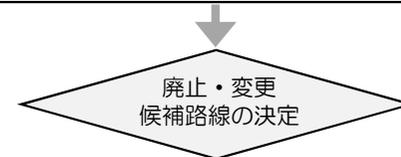


◆【整備済み及び事業中路線】については見直し対象外とし、**都市計画道路の見直し対象路線は【未整備箇所、概成済み箇所、未着手区間を有する路線】**を基本としたところ、富山地域における対象路線数は、令和4年3月末時点で、29路線となっている。

〇ステップ2：見直し候補路線の検証

4) 道路網の検証

現況道路網と見直しを反映した道路網を比較し交通計画に支障が生じないか検証する

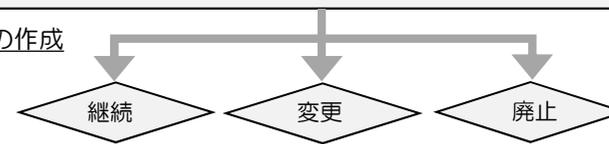


5) 住民との合意形成

※現在はこの段階です

都市計画変更の原案を作成した後、変更や廃止となっている路線につきましては、対象の地域の方に対して説明会等を行い、都市計画道路の方向性を決定してまいります。

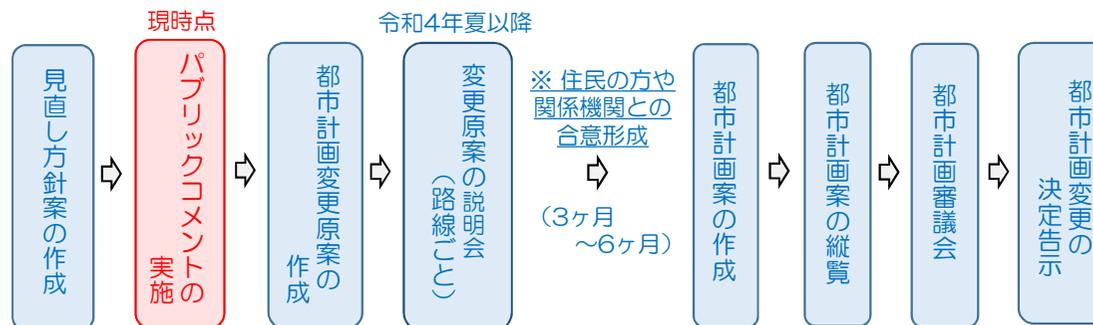
6) 都市計画案の作成



4. 今後のスケジュール

【パブリックコメントの実施】

※ 市の見直し方針（案）を公表し、市民の方からの意見を広く募集するものです。今回の見直し方針（案）が最終決定案ではありません。



※ 今後は、皆様からのご意見を伺ったうえで都市計画変更原案の作成を行い、住民の方や関係機関との合意形成が図れた路線から、都市計画変更に向けた手続きを進めてまいります。

5. 意見募集について

◎今回の都市計画道路の見直し方針案について、皆様のご意見を募集いたします。

【提出方法】 住所・氏名・ご意見を記入（様式自由）のうえ、次のいずれかの方法で、ご提出ください。

【提出先】 (1) 郵 送：〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市活力都市創造部都市計画課 宛

(2) FAX：076-443-2190（富山市活力都市創造部都市計画課 宛）

(3) 電子メール：toshikeikaku@city.toyama.lg.jp

(4) 都市計画課まで直接持参

【募集期間】 令和4年 5月 6日（金）から 6月 6日（月）＜必着＞まで （1か月間）

【意見を提出できる方】市内に在住または通勤・通学している方、その他関係者

※ 皆様からいただいたご意見は、類似意見を取りまとめた上で、市の見解とともにホームページにて、後日公表（住所・氏名等の個人情報は非公表）いたします。

※ ご意見に対する個別の回答はいたしません。また、電話や窓口での口頭によるご意見も受け付けいたしません。